

○山陽小野田市子ども・子育て協議会条例

平成25年3月27日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、山陽小野田市子ども・子育て協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織、運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子育て当事者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 母子保健関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 児童健全育成関係者
- (6) 子育て支援関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 事業所関係者
- (9) 公募により選考された者
- (10) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第6条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部こども福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

山陽小野田市子ども・子育て協議会名簿

(平成27年7月1日～平成29年6月30日)

平成28年8月29日時点

	条 例 区 分	推 薦 母 体	委 員 氏 名
1	① 子育て当事者	公立保育園保育会・育児会	岩元 良勝
2		山陽小野田市私立保育園PTA	磯村 政治
3		山陽小野田市私立幼稚園PTA	石井 次哉
4	② 児童福祉関係者	山陽小野田市保育協会	加藤 善成
5		山陽小野田市私立幼稚園連盟	有馬 大雄
6		山陽小野田市民生児童委員協議会	古豊 和恵
7		山陽小野田市社会福祉協議会	河口 拓也
8		山陽小野田市社会福祉事業団	森本 由美
9	③ 母子保健関係者	山陽小野田市母子保健推進協議会	吉田 由美子
10	④ 学校関係者	山陽小野田市小学校長会	城戸 邦之
11		山陽小野田市中学校長会	池本 慎吾
12	⑤ 児童健全育成関係者	山陽小野田市小・中学校PTA連合会	福永 香代
13	⑥ 子育て支援関係者	地域活動連絡協議会	森本 隆介
14		エンパワメント山口	秋本 和美
15		おはなしのつばさネットワーク	長田 貴代美
16	⑦ 学識経験者	宇部フロンティア大学短期大学部	伊藤 一統
17	⑧ 事業所関係者	山陽小野田地区労働者福祉協議会	平野 強
18		西部石油株式会社	宇野 洋平
19	⑨ 公募により選考された者	公募による市民	塩田 賢二
20		公募による市民	瀧原 千春

※事務局

健康福祉部長 河合 久雄

こども福祉課長 川崎 浩美

こども福祉課課長補佐 大濱 史久

健康増進課課長補佐 河野 静恵

こども福祉課主査兼子育て支援係長 別府 隆行

こども福祉課保育係長 山田 寿美子

こども福祉課保育係主任 野田 記代

こども条例 制定の広がり

- ・平成6年 国連の「児童の権利条約」を批准
- ・平成12年 川崎市が「子どもの権利に関する条例」を制定
- ・平成16年 高知県が「子ども条例」を制定
- ・平成19年 山口県が「子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例」を制定
- ・平成23年 宇部市が「次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例」を制定

→全国116自治体で制定（平成24年1月1日時点 内閣府調べ）

内容の要旨（某市）

目的

子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進める

基本理念

市と市民は、子どもの幸福を追求する権利を保障する。

大人は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、子どもと協働する。

市の役割

市は、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施する。

市は、保護者が子どもを育てるに当たり、経済的・社会的な支援を行う。

市は、子どもの自主的な活動を支援する。

市民の役割

市民は、子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努める。

保護者は、家庭がこどもの育つ基盤であることを認識し、こどもを育てることに最善を尽くす。

策定に取り組む意義

市が、子育て支援を重要施策と位置づけて、まちづくりに取り組んでいることのアピールにつながる。

想定される課題

制定までの事務が多岐である一方、内容は理念的なものとなり実効性が薄くなりがちである。

こどもの権利に主眼が置かれがちで、権利と義務のバランスの保持が難しい（内容が権利に偏りすぎると、強制力を持った教育の実施を阻害するという意見も・・・）。

児童の福祉を保障するための原理の明確化

改正前

改正後

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

(新設)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

さんようおのだ 子育て支援マップ

	保育園・幼稚園						小学生						中学生			高校生							
	妊娠前	妊娠	出生	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳		
母子保健		1.マタニティブックスタート																					
		2.不妊治療費助成																					
		3.母子健康手帳の交付																					
		4.マタニティスクール																					
		5.妊婦一般健康診査																					
		6.乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）																					
		7.養育支援訪問																					
		8.育児学級																					
		9.幼児食に向けてのステップアップ教室																					
		10.年中児心理相談																					
		11.乳幼児健康診査（1か月、3か月、7か月、1歳6か月、3歳6か月）																					
		12.すくすく相談																					
		13.子育て輪づくりサークル活動																					
		14.予防接種																					
		15.ねたろう食育博士養成講座																					
各種手当																							
医療支援																							
ひとり親支援																							
障がい児支援																							
その他の支援																							



※このマップは、子育て支援に関する主なものを掲載しています。
 マップ全般に関するお問い合わせはこども福祉課へ、それぞれの制度の詳細については各担当課にお問い合わせください。

- 社会福祉課
82-1176
- 障害福祉課
82-1170
- 健康増進課
71-1814
- 教育委員会
82-1202
- こども福祉課
82-1175

さんようおのだ 子育て支援マップ

No.	事業名	説明	担当課	
母子保健	1 マタニティブックスタート	妊婦さんに絵本とオリジナルバッグをプレゼントします。おなかの赤ちゃんに絵本を読んであげることによって、親子でゆったりとしたひとときを過ごしてください。	教育委員会	
	2 不妊治療費助成	不妊治療を受けている方の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。	健康増進課	
	3 母子健康手帳の交付	母と子どもの健康を管理するため、妊娠から出産、赤ちゃんの成長に関する記録をするための手帳をお渡しします。	健康増進課	
	4 マタニティスクール	妊娠、出産、育児についての不安をやわらげ、またパパにもできることを体験するための教室です。	健康増進課	
	5 妊婦一般健康診査	母子健康手帳の交付時にお渡しする妊婦健康診査受診補助券で、妊娠中の健康診査(14回分)を公費負担で受けることができます。	健康増進課	
	6 乳児家庭全戸訪問	赤ちゃんが生まれたすべての家庭を母子保健推進員や保健師が訪問し、育児相談や母子保健サービスの案内をします。	健康増進課	
	7 養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問事業により把握した支援が必要な児童若しくは保護者に対して、その養育が適切に行われるよう、必要な支援を行います。	健康増進課	
	8 育児学級	小児科医や保健師などによる講話や個別相談を行い、子どもの病気や育児のポイント、離乳食等についての教室を開催しています。	健康増進課	
	9 幼児食に向けてのステップアップ教室	離乳の完了まであと少し、手づかみ食べも積極的になり、本格的に自分で食べる食事へと移行する時期のお手伝いをする教室です。	健康増進課	
	10 年中児心理相談	年中時に心理相談を行うことにより、健やかな成長発育の確認、集団生活が苦手な子の早期支援の機会とし、保護者等の育児不安を軽減します。	健康増進課	
	11 乳幼児健康診査	生後1か月、3か月、7か月、1歳6か月、3歳6か月時に指定医療機関及び保健センターで乳幼児健康診査を実施しています。	健康増進課	
	12 すくすく相談	赤ちゃんのことで心配なことや分からないことを気軽に相談できる相談会を開催しています。	健康増進課	
	13 子育て輪づくりサークル活動	親子で楽しいひとときを過ごせるサークルです。母子保健推進協議会が開催しています。	健康増進課	
	14 予防接種	ヒブ、小児用肺炎球菌、2種混合、4種混合、BCG、水痘、MR(麻疹・風疹)、日本脳炎、子宮頸がん及びB型肝炎(H28年10月～予定)の予防接種です。	健康増進課	
	15 ねたろう食育博士養成講座	小学生以上を対象に、食に関する知識について体験等を通して学び、食育の大切さをPRできる食育博士を養成しています。	健康増進課	
各種手当	16 児童手当	中学校修了前までの児童を養育している方に、10,000円又は15,000円の児童手当を支給します(所得制限による特例給付の場合は5,000円。)	子ども福祉課	
	17 多子世帯応援保育料等軽減	保育園、幼稚園に通う第3子以降の保育料を軽減又は助成します。	子ども福祉課 学校教育課	
	18 教育扶助	生活保護受給世帯に対して、義務教育を受けるのに必要な費用を支給します。	社会福祉課	
	19 生業扶助	生活保護受給世帯に対して、自立助長の観点から、高等学校就学等に伴い必要となる費用(高等学校等就学費)を支給します。	社会福祉課	
	20 私立幼稚園就園奨励費	私立幼稚園に就園する子どもの保護者に対して、入園料及び保育料の減免・補助を行います。	学校教育課	
	21 就学援助	経済的理由により小・中学生を就学させることが困難な家庭に、学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助します。	学校教育課	
	22 入学準備金貸付	ランドセルや制服等の入学準備のための資金が必要な方に、入学前に入学資金を貸し付けます。	学校教育課	
	23 交通遺児助成金	交通事故により親を失った20歳未満の方の就学及び就職を奨励するために助成金を支給します。	学校教育課	
	医療的支援	24 未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする未熟児が指定医療機関で入院養育を受ける場合に、医療費を助成します。	子ども福祉課
		25 乳幼児医療費助成	小学校就学前の乳幼児の入院及び通院時の医療費自己負担額を助成する制度です。平成28年8月以降は、所得要件を撤廃しました。	子ども福祉課
		26 子ども医療費助成	小学1年生から中学3年生の児童の入院及び通院時の医療費自己負担額のうち1割分を助成する制度です。	子ども福祉課
		27 病児保育	児童の病気の際、仕事等の理由により、保育園や小学校等での集団生活ができないときに、一時的にお子さんを預かり保育を行います。	子ども福祉課
	ひとり親支援	28 児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童のいる家庭等に対して、生活の安定と自立の促進等を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	子ども福祉課
		29 ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の親とその児童を対象にして、医療費の自己負担部分を助成します。	子ども福祉課
		30 高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が、就職する際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格(看護師等)の取得を促進するため、給付金を支給します。	子ども福祉課
31 自立支援教育訓練給付金		就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講するひとり親家庭の親に対し、給付金を支給します。	子ども福祉課	
32 母子・父子・寡婦福祉資金貸付		母子家庭や父子家庭、寡婦の方の経済的自立を助け、扶養している児童の福祉を増進するため、無利子又は低利の資金を貸し付けます。	子ども福祉課	
33 母子・父子家庭相談		母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の家庭相談に応じています。	子ども福祉課	
障がい児支援		34 特別児童扶養手当	身体又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護している父・母等に、特別児童扶養手当を支給します。	子ども福祉課
	35 障害児福祉手当	20歳未満で身体や精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする方に、障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課	
	36 重度心身障害者医療	身体障害者手帳1～3級所持者や療育手帳A所持者などの重度心身障害者の医療費を助成する制度です。	障害福祉課	
	37 育成医療	身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる児童に対し、指定医療機関で治療に要した医療費の一部を支給します。	障害福祉課	
	38 身体、精神、療育手帳の交付	障がいがある方からの申請により、県から障がいの種類・程度に応じた手帳が交付され、各種福祉サービスが利用できます。	障害福祉課	
	39 障がい児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行います。	障害福祉課	
	40 ことばの教室(幼児部)	ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、ことばの教室幼児部で言語指導を行います。	子ども福祉課	
その他の支援	41 心身障害児簡易通園施設なるみ園	心身の発達に配慮が必要な幼児を対象に、通所による日常生活訓練や身体及び言語の機能回復訓練を行います。	子ども福祉課	
	42 乳幼児発達相談室スマイル	家庭や園で生活する上での心配や悩み事の相談、発達検査や行政サービスについての情報提供を行います。	なるみ園 (83-7821)	
	43 地域子育て支援センター	育児不安の解消や、地域に開かれた子育て支援の拠点として、市内5か所に地域子育て支援センターを開設しています。	子ども福祉課	
	44 ファミリーサポートセンター	子育て中の人が、仕事などで子どもの世話ができないときに、育児の援助を受けたい人と援助できる人が助け合う相互援助活動の会員組織です。	子ども福祉課	
	45 子育てコンシェルジュ	子育て専門支援員が、子育て中のお母さんたちや子育てに関係する皆さんの様々な声をお聴きし、子育ての応援・お手伝いをします。	子ども福祉課	
	46 子育て短期支援	疾病等の理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等で一定期間児童を養育する制度です。	子ども福祉課	
	47 家庭児童相談	18歳未満の児童・生徒を対象として、児童虐待ほか家庭における問題や子どもの養育についての相談をお受けします。	子ども福祉課	
	48 一時預かり	急な用事や急病等により、一時的に児童の世話ができない場合に、保育園でお子さんをお預かりします。1か月に12日まで利用することができます。	子ども福祉課	
	49 放課後児童クラブ	保護者の就労等により、放課後(平日・土曜日)や長期休業期間(夏休み等)に児童の養育ができない家庭を対象に、児童を預かります。	子ども福祉課	
	50 延長保育	認定された保育時間を越えて保育所等で保育を実施する制度です。	子ども福祉課	
	51 児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、市内7か所に児童館を設置しています。	子ども福祉課	
	52 WEBサイトさんようおのだっこ	子育てに関する行政情報をはじめ、民間情報や地域情報を一元化した子育て情報サイト「さんようおのだっこ」を運営しています。	子ども福祉課	
	53 子育て世代包括支援センター(ココシエ)	「ココシエ」という愛称で親しまれています。妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに総合的相談支援を提供する子育てのワンストップ拠点です。	健康増進課	
	54 心の支援室	いじめ問題や不登校状態にある児童・生徒に対して、心の支援員が学校・家庭と連携しながら子ども達の健全な成長のための支援を行います。	教育委員会	

さんようおのだっこ

<http://www.sanyo-onodakko.jp/>



山陽小野田市では、子育てに関する行政情報をはじめ、民間情報や地域情報を一元化した子育て情報サイト「さんようおのだっこ」を開設しています。



PCサイト



スマホサイト

本サイトは、従来の行政側の一方的な情報発信ではなく、「子育て施設ブログ」による民間情報の発信や「ツイッター」、「フェイスブック」を活用した情報交換など、さまざまな情報を集め、子育て家庭へ発信することで子育てしやすい環境を作ることを目的としています。子育て中のみなさんの情報収集ツールとしてぜひご利用ください。

スマホアプリ



インストールされたスマートフォンにプッシュ通知を行って、タイムリーな情報発信を行います。

メールマガジン配信

子育て情報を毎月メールで配信しています。購読料などは無料ですので、ぜひご登録ください。

子育て施設ブログ

フォトギャラリー

子育てナビ

お問い合わせ先

山陽小野田市 こども福祉課 子育て支援係

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号 庁舎1階4番窓口

Tel : 0836-82-1175